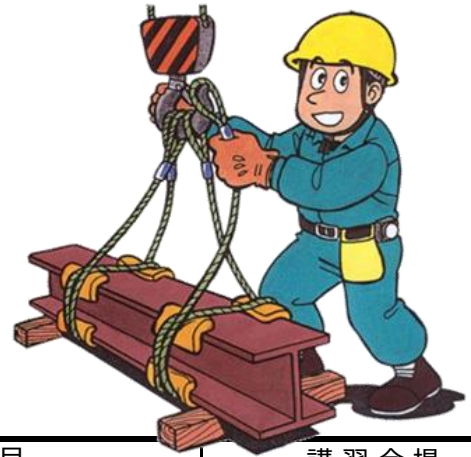


# 玉掛 け 技 能 講 習 の ご 案 内

この講習は労働安全衛生法第61条第1項に定める技能講習で、当協会が沖縄労働局長の登録を受けて行う講習です。

講習修了者には修了証が交付され、つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務に従事する資格を得ることになります。

受講ご希望の方は、下記の要領でお申し込み下さい。



## 【講習日程】

講習期日	時間	科目	講習会場
1日目	8:40 ~ 8:50	開校式	一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部 【クレーン教習所】 中城村屋宜64-8 定員80名
	8:50 ~ 9:50	クレーンに関する知識	
	9:55 ~ 12:00	クレーン等の玉掛けの方法	
	13:00 ~ 16:10	玉掛けに必要な力学に関する知識	
2日目	8:50 ~ 15:05	クレーン等の玉掛けの方法	
	15:10 ~ 16:10	関係法令	
	16:15 ~ 17:15	修了試験（学科）	
3日目	8:30 ~ 16:15	クレーン等の運転のための合図 クレーン等の玉掛け	
	16:15 ~	修了試験（実技）	

※期日については、日程表でご確認ください。

- 【 受 講 料 】 一般 → 26,000円(税込) 免除者 → 24,000円(税込)
- 【 テ キ ス ト 代 】 1,650円(税込)  
 ③テキスト代は価格が変わる場合がありますので事前にご確認ください。
- 【 申 込 み 方 法 】 所定の申請用紙に氏名、住所等必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代及び写真1葉を添え、FAXか、当協会窓口でお申し込み下さい。  
 （写真の大きさ たて4.0cm×よこ3.0cm）
- 【 振 込 先 】 沖縄銀行 牧港支店 普通預金 1225837  
 シャ）ニホンクレーンキョウカイ オキナワケンシブ  
 一般社団法人 日本クレーン協会 沖縄県支部
- 【 講 習 当 日 持 参 す る 物 】 講習当日に筆記用具、電卓(ルート(√)付き)、3日目の実技の際にヘルメット、革手等が必要になります。
- 【 お 問 い 合 わ せ 先 】 一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部 Tel 098 (942) 3001  
 Fax 098 (942) 3002

※受講の一部免除を受けられる場合があります、下記の資格、経験をお持ちの方は確認をお願いします。

資格→①クレーン運転士免許 ②移動式クレーン運転士免許 ③小型移動式クレーン運転技能講習修了証  
 ④床上操作式クレーン運転技能講習修了証（該当する資格証の写しが必要です）

経験→①つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン、揚貨装置を使用しての玉掛の補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方。（経験を証する事業所の証明が必要です）

②つり上げ荷重5トン未満のクレーン、つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン、制限荷重5トン未満の

揚貨装置の運転の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する方。（経験を証する事業所の証明が必要です）

・定員になり次第締め切りします。

・受講料は前納でお願いします。（電話での予約は行っていません）

※ 原則として受付後、取消しの申し出があっても受講料の返金、受講日の変更は行いません。

※ 遅刻、途中欠席、試験不合格等の場合は修了証は交付できません。